

入 札 説 明 書

令和 7 年 4 月 2 5 日さいたま市告示第 7 4 2 号により告示した「さいたま市老人福祉センター東楽園跡地利用調査検討業務」の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 件名

さいたま市老人福祉センター東楽園跡地利用調査検討業務

2 仕様書等に関する質問及び回答

仕様書及び競争入札参加資格・入札説明書等の内容に関する質問がある場合は、以下の要領にて質問書を提出すること。

(1) 受付期間

告示の日から令和 7 年 5 月 1 6 日（金）午後 4 時まで

(2) 提出方法

電子メールにより送信すること。

(3) 質問の提出先

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市福祉局長寿応援部高齢福祉課

電子メールアドレス：korei-fukushi@city.saitama.lg.jp

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 2 5 9 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 1

(4) 回答の公表

質問に対する回答方法として、仕様書に関する質問については、令和 7 年 5 月 2 2 日（木）に、入札参加資格を有する業者担当者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メールにて送信するものとする。また、競争入札参加資格・入札説明書等に関する質問については、随時回答を行うものとする。

なお、質問した業者名は公表しない。また、競争入札参加資格・入札説明書等に関する質問については、原則として公表しないものとする。

3 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出に関する事項

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 「国または地方自治体において、本入札の告示日から過去 2 年以内に、公共施設の跡地利用に係る検討または計画に関する業務委託契約を締結し、誠実に履行した実績があること。」を証する書類（当該業務に係る契約書及び検査結果通知書）の写し

(2) 受付期間

告示の日から令和 7 年 5 月 1 6 日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 受付場所

2(3)に同じ

(4) 提出方法

提出場所に持参すること。

(5) その他

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。また、提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書は返却しない。

4 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

(1) 交付日時

令和 7 年 5 月 2 2 日（木）及び令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(2) 交付場所

2 (3)に同じ

(3) その他

郵送希望者については、3 の書類提出時において返信用封筒に 1 1 0 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

5 入札保証金に関する事項

(1) 納付期限

令和 7 年 5 月 2 9 日（木）

(2) 納付場所

さいたま市の指定金融機関

(3) 納付額

入札金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。

(4) その他

入札時に納付書兼領収書の写しを入札書へ同封し提出すること。

6 入札保証金の免除に関する事項

さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、入札保証金を免除とする。なお、免除の申請には、入札保証金免除申請書及び契約書等の写しを、競争入札参加申込兼資格確認申請書とともに提出すること。落札者の納付に係る入札保証金は、契約保証金の全部または一部に充当するものとする。

(1) 提出書類

ア 入札保証金免除申請書

イ 入札保証保険契約書の写し又は過去 2 年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件業務と種類及び規模をほぼ同じくする契約を交わした際の契約書の写し及び誠実に履行したことを証する書類（検査結果通知書等）の写し（2 回分）

(2) 入札保証金免除申請書等の提出先

2 (3)に同じ

(3) 提出方法

提出場所に持参すること。

(4) 提出期間

3 (2)に同じ

7 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

8 入札に関する事項

(1) 入札及び開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とし、1名のみ入札場所へ入場できる。
なお、代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。(入札前に委任状を提出すること。)

(2) 入札者又はその代理人は、入札場所に入場するときは、競争入札参加資格確認結果通知書を持参し、提示しなければならない。

(3) 入札方法

ア 入札は、所定の入札書をもって行ない、入札件名を記載した封筒に入札書を入れ、提出すること。

イ 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札決定とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

エ 初度入札において落札者がいないときは、初度入札の開札結果発表後、当該入札場所において直ちに再度入札を行う。再度入札に参加できる者は、初度入札に参加し、開札に立ち会った者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。再度入札は、1回限りとする。

オ 再度入札で不調になった場合には、地方自治法施行令167条の2第1項第8号の規定に基づく随意契約とし、見積合わせを実施する。

(4) 入札の辞退

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を市に持参し提出すること。

9 その他

(1) 契約金額の支払方法

落札決定後、当該落札者と協議する